

# モバイル端末レンタルサービス重要事項説明書

## 契約に当たりの重要事項

### ✓契約事務手数料について

■レンタル契約を行っていただく上で、契約事務手数料として当社が決めた額をお支払いいただきます。

### ✓最低利用期間と自動延長

■レンタル契約の最低レンタル期間は2年とし、ご連絡の無い場合は自動更新となり、さらに2年間の契約延長になります。最低ご利用期間及びご利用開始条件がiTICKET Cloudと異なりますので、レンタル期間がiTICKET Cloudと同じにならない場合があります。

### ✓月額利用料及び支払い方法について

■月額レンタル料は当社が決めた額になり、iTICKET Cloudの月額利用料に加算してiTICKET Cloudの月額利用料の支払い方法でお支払いいただきます。

■モバイル端末の引渡日（納品日）が1日の場合は当月から、1日以外の場合はモバイル端末の引渡日（納品日）の属する月の翌月1日から月額レンタル料が課金されます。

## モバイル端末レンタル契約に関する重要事項

### ✓iPad(SoftBank 回線付き)又はiPhone 端末のレンタルサービスについて

本サービスは、通信回線（通信サービス会社「ソフトバンク株式会社」の4G、3G通信サービス）が付いたiPad又はiPhone（端末提供元「ソフトバンク株式会社」のレンタル端末）の賃貸サービスです。

■問い合わせ対応（ヘルプデスク）は、アイチケットカスタマーセンターで承ります。

■解約違約金は、レンタル期間の最終月以外での解約の際に必要となります。解約の際はご希望日の前月末日までにお申し出ください。

■レンタル端末の返却は、次の返却前作業を行い、解約日から1週間以内に返却してください。

①Apple社の iCloud をご利用の場合は「iPadを探す」又は「iPhoneを探す」をOffにしてください。

②蓄積データ等（IDやパスワードなどの機密情報を含む）を消去してください。

③ロックを解除してください。

■返却先は、アイチケットカスタマーセンターです。（但し、連絡先変更などの事情により、返却先が不明な場合の問合せ先および返却先はiPad又はiPhoneの所有権を有するソフトバンク株式会社です。）

### ✓モバイル端末レンタル利用時の注意事項

モバイル端末の引渡し後は、当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって本件モバイル端末を使用管理してください。

■モバイル端末を第三者に対して一時的な貸与、転貸、転売、譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は禁止です。

■モバイル端末に添付された調整済みの標識（ラベル）等を除去、汚損しないものとします。

■承諾なしに改造、分解、並びにモバイル端末に予め添付されているチップ（SIMカード）以外のチップ（SIMカード）をモバイル端末に差し替えないものとします。

■モバイル端末は、日本国内でのみ使用することとします。国外での使用は禁止です。

### ✓レンタル保守サービスに関する重要事項

本サービスは、モバイル端末を紛失等若しくは毀損した場合又は電池パックを交換する場合にかかる費用が無償となります。モバイル端末レンタル契約申込みと同時に下記の保守サービスが付属しています。

■レンタル期間中のモバイル端末を毀損した場合、時期にかかわらず、約款に記載された「毀損の場合における損害金（上限額）」が無償です。

■レンタル期間中のモバイル端末を紛失等した場合、前回本サービスを利用して紛失時損害金を無償とした日が属する月の翌月1日から起算して6ヶ月を経過していることとします

■レンタル期間中のモバイル端末の電池パックを交換する場合、前回本サービスを利用して電池パックの交換にかかる費用を無償とした日が属する月（以下「電池パック保守サービス起算月」という）の翌月1日から起算して12ヶ月を経過していることとします。

ただし、契約者の故意または重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水漏れ、全損等の場合には、提供義務を免れるものとします。

その他の免責事項の詳細については、「アイチケットモバイル端末レンタル契約約款」を参照ください。

### ✓レンタル保守サービス適用に関する事務手数料について

- レンタル保守サービスの提供にあたっては、モバイル端末チップ（SIMカード）の再発行等の各種事務手数料が発生します。契約者はこの各種事務手数料をお支払いいただきます。各種事務手数料の詳細につきましてはソフトバンク株式会社の「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」、「ソフトバンク (E) データ通信サービス契約約款」記載のそれぞれの「料金表」の通りです。

### ✓通信回線利用に係る契約者の義務

契約者は、次のことを守っていただきます。

- モバイル端末からチップ（SIMカード）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はそのチップ（SIMカード）をその他の移動体通信端末で利用しないこと。
- インターネット接続サービスの利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）の規定に違反して電子メールを送信する行為を行わないこと。
- 通信サービスに係る利用権は譲渡しないこと。

詳細な内容、及びその他の事項については、ソフトバンク株式会社の「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」、「ソフトバンク (E) データ通信サービス契約約款」記載の通りです。

### ✓個人情報保護に関する重要事項

当社のプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報を約款に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。目的の詳細は「アイチケットモバイル端末レンタル契約約款」を参照ください。

- 当社は、携帯電話不正利用防止法の趣旨に則り、契約者に係る情報の当該記録をレンタルサービス契約終了後も 3 年間保存するものとします。
- 契約者は、レンタルサービス提供にかかる通信サービスの利用に関し当社へ提示した確認書類等に記載の情報につき、ソフトバンクテレコム株式会社あるいはソフトバンクモバイル株式会社からの請求により当社が情報を提供することを予め承諾するものとします。

私は、上記の重要事項説明書の内容について同意します。 自署（サイン） \_\_\_\_\_